

やまがら

2017年
夏号
No.27

松山市議会議員
梶原ときよし



やまがら(山雀)

毎年、冬には自宅に来てくれます。

国家権力による市民監視社会になる 共謀罪を廃止しよう!!

- 教育と子育て予算の増額と、医療・介護・福祉を充実させる市政に転換しよう。
- 電車・バス・フェリーのシルバーパスを実施して元気な高齢者が活躍するまちにしよう。
- 伊方原発をやめて、子ども達に安心未来を引き継ごう。
- 市民の知る権利と表現の自由を奪う「特定秘密保護法」を廃止しよう。
- 安倍政権は「人を殺し、殺される」戦争法を撤回せよ!



発行 梶原ときよし

ネットワーカー市民の窓の梶原時義でございます。今議会開会日の6月15日、犯罪の計画段階で処罰するという、憲法違反の「共謀罪」法案が自公の強行採決で成立しました。

嘘で塗り固められた「共謀罪」法が施行されれば、間違いなく権力者に乱用され、市民の内心の自由までもが処罰される「市民監視社会」になることは、歴史が証明しています。

戦前の治安維持法成立の時も今回の「共謀罪」同様に「一般市民には適応されない」と同じ嘘をつき、日本帝國主義を作り上げました。ここで言う、「一般市民」とは、何があるかと、騙されようと、自由や民主主義よりも、生きるために、黙って時の権力者に従う市民のことです。

私のように、市民が安倍自公政権の暴走を指摘した段階で、所謂「一般市民」ではなくなり、共謀罪の捜査対象者になります。

たぶん行く末は、私が年4回発行する市議会報告「やまがら」さえも「怪文書」扱いにされ、盗聴された上で発行段階では間違いなく逮捕されるでしょう。

かつて日本は「資源のない国、日本が生きてく道」と称して東南アジア侵略を正当化させ、軍国主義国家に突き進みました。

私たちは、同じ道を歩んではなりません！二度と戦争の過ちを繰り返してはなりません！二度と同じ過ちを繰り返さないためには、市民が政治に無関心であってはならない！市民は無関心でいれても無関係ではおれない！市民の無関心に無関係に同意を意味することもありません！

私には、これからは絶対平和を唱えている平和憲法と立憲主義を守るために、正義の抵抗を貫いていくことをお誓いして、松山市政の一般質問に入ります。

(2面へつづく)

2017年6月議会一般質問
6月26日 梶原ときよし

改正組織犯罪処罰法(共謀罪)の 廃止を求める意見書に賛成討論

ネットワーカー市民の窓 梶原ときよし

2017年
7月7日

私はネットワーク市民の窓を代表して、意見書第4号改正「組織的犯罪処罰法(共謀罪法)」の廃止を求める意見書に賛成の討論を行います。

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が民進党などの野党や多くの市民の大反対の声を無視して、6月15日に自民・公明・日本維新の会などの賛成多数で強行採決され可決しました。

日本国憲法の基本理念である「基本的人権」の否定につながる共謀罪法は、権力者の一方的判断で、市民の「内心の自由」までも取り締まる事ができるもので、市民の自由な言論や報道までも萎縮させることは明らかで、絶対に許されません。

そもそも日本の刑法の原則は「既遂処罰が原則であり、未遂処罰は例外、予備(準備)は例外中の例外」とされています。

犯罪は、それを決意し、準備しただけで処罰してはならず、実行に着手し、結果が発生してはじめて犯罪として処罰されるべきものです。

しかしながら今度の「共謀罪法案」では、複数であれば決意の合意を「共謀」と捉え、犯罪として、実行されてもいないのに処罰できるものです。

また実行の準備行為についても権力の裁量で恣意的に判断され、盗聴などの行為が公然と行われるなど、市民のプライバシーや表現の自由が奪われるだけでなく、そのうちの一人が実行の準備行為をしたと捜査機関が見なせば、全員が処罰できるというもので、警察権力の肥大化が市民の幸福追求権までも危険にさらす事になります。

この間、自公政権が行った悪法の数々は教育基本法の改悪に始まり、特定秘密保護法、盗聴法、それに安保法と称する戦争法と今回の戦後の治安維持法である共謀罪法です。

これで戦争ができる国への内的根拠は確立され、後は憲法「改正」を実行し、徴兵制さへ行えば戦争への準備は整ったといえるでしょう!

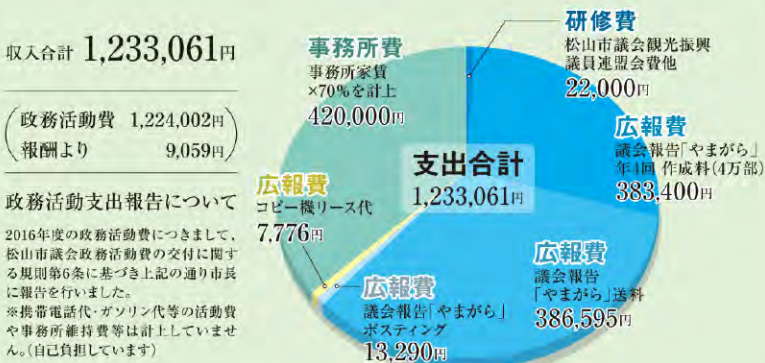
かつて日本は「資源のない国、日本が生きてく道」と称して東南アジア侵略を正当化させ、軍国主義国家に突き進みました。

私たちは、同じ道を歩んではなりません！二度と戦争の過ちを繰り返してはなりません！

以上の理由から、日本国憲法の骨幹である国民主権を国家主権に変えるといつても過言ではない、天下の悪法である共謀罪法は、廃止するべきである。

梶原時義の2016年度 政務活動費支出報告

(2016年4月～2017年3月まで)



HPでは梶原の活動予定や全定例議会での質問登壇が動画でご覧いただけます。

市政他、何でも相談をお受けしています。ご連絡ください。

ホームページ 梶原ときよし 公式ホームページ 検索

梶原ときよし事務所

〒790-0813 松山市豊町2丁目1-2
TEL 089-947-2258 FAX 089-947-2259
携帯 080-5669-8586
E-mail sizenha-812@lib.e-catv.ne.jp

●午後1時～午後5時まで(月～木)
●金・土・日・祝日はお休みです。

お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



ネットワーカー市民の窓の梶原時義でございます。議案第55号監査委員の選任に関し同意を求める形について、本市の監査委員選任が、危険負担を含め常識を逸脱した形で選任されている状態が永年にわたり続いている事を指摘した上で、今回の選任同意に、反対の討論を行います。

監査委員は、地方自治法第196条により人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し優れた識見を有する者を選任するとしております。

私達が問題とするのは、その識見委員2名の選任が、監査という仕事であるにもかかわらず、本市のメインバンクである取引銀行から永年、指定席として選任され続けている事です。

一人は、A銀行OBが7代連続の28年間選任され、今回選任のもう一人の委員は、9代連続の36年間にもわたり、B銀行OBが就任している後任人事に、またまた、B銀行OBを選任するというものです。

どう考えても、銀行との暗黙の了解で続いている本市の監査委員人事と重ねると、この事実が監査委員という性格上、明らかに不適切と言わざるを得ません。

馴れ合いや、事故を未然に防ぐためにも、メインバンク以外の銀行又は、税理士や会計士などの専門家を、それ以外の組織に依頼した上で期ごとに委員の選任を変えて行くべきではないでしょうか。

また同法第199条には、職務として監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するとあります。

つまり、監査委員の仕事には、その地方公共団体が補助金・負担金・貸付金・損失補てん・利子補給、その他の財政的援助を与えているもの出納、その他事務の執行で当該財政的援助に係るものを、監視する事ができるという事が含まれており、貸付金や預金などで、その利害関係者と成りうる取引銀行OBを、監査委員に選任する事は、多くの矛盾を抱えることにつながり、極力避けるべきではないでしょうか。

以上二つの観点から、本市の取引銀行A Bからの指定席化した、野志市長の安易な監査委員選任には、同意する事はできません。

(ネットワーク市民の窓以外の賛成で同意)

馴れ合い監査委員人事!
(40年間も同じ取引銀行からの選任)に反対!
7月7日 梶原ときよし

議会質問

2017年
6月26日

6月議会一般質問より抜粋

本市の二次救急医療機関の医師・医療体制は万全なのか。究極的には松山市立の総合病院設立が必要ではないか。



質問1

本市の夜間・休日を含む救急医療体制は、家庭で対処できない症状、状態に対する応急診療を一次救急として、入院・手術が必要な患者や、事故・急なケガの診療を二次救急医療機関として、14の病院が救急病院として告示されていますが、その病院の規模により救急病院を定める省令を満たすに常時、十分な体制ができていますかと言え、医師や看護師の不足など将来に向けても大きな課題が残るのではないのでしょうか。

本市は、医療法に基づき、市内全ての病院を対象に原則年一回の立ち入り検査を実施していますが、2016年度の立ち入り検査において、直近1年以内に医師合計数が医師必要数を満たさなかった月のある、二次救急医療機関はなかったのか。根拠のあるデータとともに明らかにしてください。

保健福祉部長の答弁

本市では、監視計画に基づき、病院に対しては年一回の立ち入り検査を実施しています。病院の医師数は、立ち入り検査時点で判断します。

質問2

救急病院でありながら、常勤医師数が一般病院の医師必要数以下で、市内のすべての病院が、法に規定する必要医師数を満たしていません。平成28年の月別医師数は調査していません。なお、医療法その他関係法令に抵触することが疑われる場合には、事実確認を行い、適切に指導しています。

質問3

救急病院でありながら、常勤医師数が一般病院の医師必要数以下で、市内のすべての病院が、法に規定する必要医師数を満たしていません。平成28年の月別医師数は調査していません。なお、医療法その他関係法令に抵触することが疑われる場合には、事実確認を行い、適切に指導しています。

保健福祉部長の答弁

本市としては、引き続き愛媛県や、医療機関など、関係機関と連携し、緊急医療を含め、安心で安定した医療体制の確保に努めていきます。

質問4

本市は人口で四国最大の都市でありながら、これまで医療面での市民サービスを他力本願で行ってきたことが、本市の医療環境をコントロールできない最大の原因ではないのでしょうか。

「市民の命を守る」という行政最大の使命を直接果たし、超高齢社会の安心な医療環境確保のためにも早急に本市立の総合病院設立に向けて、議論を始めるべきだと考えますが、野志市長の市民に胸を張れる所見を求めます！

野志松山市長の答弁

現時点では、新たに松山市立の病院を設立する必要はなく、その考えもありません。

本市職員が心身ともに健康で職務に就事できる配慮について



質問4

2015年の10月、環境部廃棄物対策課の業務に関する取組事件に絡み、産業経済部の現職職員が逮捕されたその翌朝、事件当時の上司であった廃棄物対策課長が自殺をするという、痛ましい事故がありました。

①一人の本市職員が事件発覚直後に自殺をしたという事実に対し、本市として何ら総括を行っていないのではないかと危惧をします。「人の命は地球より重い」という視点から、野志市長の総括を求めます。

②事件発覚後の12月議会において市長は「自殺と事件の関連はないものと考えている」と答弁していますが、そうならば自殺の原因は何だったのか。

③松山市自殺対策基本条例第2条(市の責務)、特に第3項の「市は自殺対策の担い手である市職員等が心身ともに健康で職務に従事できるよう配慮しなければならない」という条文に抵触しないか。

④「仕事に悩み自殺した」と結論付けるならば、労災認定の申請をするべきではないかと思いますが、以上4点について、ご答弁ください。

総務部長の答弁

公務災害の申請は、業務に関連することが条件となっていますが、職務上、過度の負荷がかかっていたとか、仕事に悩んでいたということも確認できませんでした。

これらのことから、お亡くなりになった原因が定かではありませんので、議員が言われるような総括等は行っていません。

質問5

昨年(2016年)末に産業経済部の取組容疑に絡み、複数の職員が警察から事情聴取を受けたと関係者から聞いた。

①警察から事情聴取を受けた職員の人数は何人で、どういう内容だったのかを含め詳しく経過説明を求めます。また野志市長は、なぜ今まで発表していないのか。

②期を同じくして、警察から事情聴取を受けたとされる当時の観光国際交流課長が、定年を7年も前にして突然自主退職したと聞きましたが事件との関わりがあったのか。

③結果として警察の逮捕がなかったのか、事件にはならなかったという幹部職員の話だが、一般職員の間では、明らかに幾つも公務員倫理に反する行為があったと疑われており、それを解明することなく、もみ消してしまふことは、真面目な職員の健全な職場環境を乱すもので、絶対に許されません。二度と同じ過ちを犯さないためにも、何があったのか全て明らかにしてください。

産業経済部長の答弁

職員の人数などについてですが、その様な事実については承知していません。次に、当時の課長の退職は一身上の都合によるものです。最後に、公務員倫理に反する行為についても、承知していません。



梶原ときよし(ネットワーク市民の窓)

2017年6月議会も一般質問と討論で3度登壇しました。(本議会全定例会 7年間29議会連続登壇:記録更新中)